

答申行政第108号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年6月24日付け、〇〇高第68号及び令和4年6月24日付け、〇〇高第58号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和4年6月16日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

〇〇高等学校（以下「〇〇」という。）及び〇〇高等学校（以下「〇〇」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7第1項の規定に基づいて、〇〇の保健所に令和〇年〇月〇日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料全部

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書について、非開示とする本件処分を行い、令和4年6月24日付けで審査請求人に通知した。

3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の理由は、「当該公文書については、年度末の〇〇保健所からの報告依頼に基き当該年度分を一括して翌年度4月上旬までに報告することとなっている。そのため、現時点では文書は作成しておらず、保有していない」というものであった。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年7月3日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年9月30日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以

下「感染症法」という。)、同法施行令(以下「施行令」という。)、同法施行規則(以下「施行規則」という。)等の規定に抵触している状態であり、開示しない理由は不合理であり、本件2件の行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

結核は、感染症法第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」であり、2校(〇〇及び〇〇)は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。施行令によれば、2校の教職員及び一年生の生徒に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を学校長は実施しなければならない。同健康診断を実施した場合、「健康診断実施者は、定期的健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とされている。

そして、本件処分に係る2件の対象文書は、施行規則に関する資料であり、同規則の規定により、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、〇〇の保健所あてに提出すべき文書である。とりわけ、一年生の生徒を対象にした施行規則第27条の2第1項の検査は、令和〇年〇月〇日から〇月〇日までは、実施されているものと予想する。よって、施行規則第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料は、「提出期限」である令和〇年〇月〇日ないし〇月〇日までは、〇〇保健所に提出されているはずであり、2件の本件処分の「開示をしない理由」の主張は、合理的でなく、到底信じがたい。「〇〇保健所が年度末に送付してくる報告依頼」にかかわらず施行規則で報告が義務付けられており、報告を怠っている事業者に催促する文書であるから、保健所が報告懈怠を容認するものと解することはできない。2件の処分では、対象文書の特定が不十分である。

以上から、2件の本件処分及び「開示をしない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。地方自治法第2条第16号「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがたい。よって、2件の行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

1 対象文書の不存在が不合理であることについて

2校(〇〇及び〇〇)は、感染症法に規定する「学校」に該当し、教職員及び生徒(1年生。前者にあつては補習科生を含む。)の結核定期健康検診を実施している。また、その実施状況は、例年、年度末に〇〇保健所が発出する依頼文により、当該年度実施分を取りまとめ、翌年度の4月10日までに報告をしており、年度に1度、年

度間実施分を一括して、保健所が示す期限までに行うことで、その責務は適正に果たされているものと認識していた。なお、本校から〇〇保健所へ行った過去の報告について、報告期限の経過に係る指導等の連絡はなく、当該認識の誤りが判明するまでの間に、同誤りを自認することはなかった。

よって、本件の開示請求において審査請求の対象となった公文書は、上記の事情により報告を行っておらず、これにより保有していなかった。

その後、本件の審査請求を受け、関係法令を確認したところ、結核検診の実施状況については、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに〇〇保健所へ報告するべきものであり、年度間実施分を一括して報告すればよいという認識に誤りがあったことが判明した。このため、〇〇にあつては、令和〇年〇月〇日現在における報告を同月〇日付けで、〇〇にあつては、同年〇月〇日現在における報告を同年〇月〇日付けで〇〇保健所へ提出した。

当該報告は、本件の審査請求が行われた後に作成したものであるため、本件の開示請求の時点において特定すべき公文書には当たらないものとなる。

なお、上記2校では、現時点においては、請求対象公文書について、〇〇にあつては令和〇年〇月〇日における報告を、〇〇にあつては同月〇日における報告については作成し、保有している。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 本件処分の非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、次のように主張している。

上記2校については、感染症法等の規定により、結核の健康診断を実施する義務があるとともにその実施した月の実施状況を翌月の10日までに〇〇保健所に報告することとなっている。本件開示請求の対象文書は、これらの規定に基づき報告されているべきものであるから、本件処分及び「開示をしない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。また、地方自治法第2条第16号「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であるため、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

これに関して、実施機関は、次のように説明している。

上記2校においては、結核定期健康検診を実施しているが、その実施状況については、〇〇保健所が発出する依頼文により、当該年度実施分全てを取りまとめ、一括して翌年度の4月10日までに報告していることから、その責務は適正に果たされているものと認識していた。その後、本件の審査請求を受け、関係法令を確認したところ、当該実施状況については、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに〇〇保健所へ報告すべきものであり、これまでの認識に誤りがあったことが判明した。このため、〇〇にあつては、令和〇年〇月〇日現在における報告を同月〇日付けで、〇〇にあつては、同年〇月〇日現在における報告を同年〇月〇日付けで〇〇保健所へ提出した。

当該報告は、本件の審査請求が行われた後に作成したものであるため、本件の開示請求の時点において特定すべき公文書には当たらないものである。

実施機関が提出した弁明書及び意見陳述によれば、開示請求があつた時点での実施機関の見解は、当該年度実施分を一括して、翌年度開始後に報告するというものであり、審査請求における審査請求人からの指摘により、毎月の報告が必要であるとの見解に至つたことが認められる。

審査請求人が主張するように、実施機関の結核健康診断の実施状況について、年度に一度、前年度分を一括して所轄の保健所に報告するという見解が失当であつたとしても、実施機関がその見解に沿って報告を行っている事実及び当該報告が上記見解に基づいたものである旨を実施機関が弁明書等で説明していることを併せて考えれば、本件開示請求に関して文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理とまではいえない。その他、当該文書の存在を推認させるような事情も認められない。

これらの点から、本件開示請求が行われた時点においては、実施機関による文書の作成は行われておらず、保有されていないことが認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9 月 3 0 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 1 2 月 2 3 日 (審査会第1回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和5年 1 月 2 6 日 (審査会第2回)	事案の審議を行った。
令和5年 2 月 2 8 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和5年 3 月 2 2 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和5年 5 月 1 9 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※ 本件事案については、第一部会において審議を行った。